

厚木市個人情報保護条例と改正個人情報保護法の比較による改正条例の方向性

1 条例の趣旨や目的に関する規定について

関係 条文	厚木市個人情報保護条例第1条 改正個人情報保護法第1条
相 違 点	<p>現行条例では、自己の情報を求めることは個人の権利であり、個人の権利利益の保護と市民の基本的人権を擁護することを目的としている。</p> <p>改正法ではデジタル社会の進展に伴う個人情報の利用を背景に、個人情報の適正かつ効果的な活用についても言及し、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することとしている。</p> <p>なお、改正法には、第三条に基本理念として、個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、適正な取扱いが図られなければならないとしている。</p>
改 正 条 例 に お い て の 方 向 性	<p>改正法の施行に関し、必要な事項を定めるものであることを規定するとともに、現行条例で個人の権利利益を保護してきた状況を踏まえ、本市としての個人情報の保護の在り方や条例制定の目的を定めることについて規定する。</p>

厚木市個人情報保護条例と改正個人情報保護法の比較による改正条例の方向性

2 用語の定義に関する規定について

関係 条文	厚木市個人情報保護条例第2条 改正個人情報保護法第2条
相 違 点	<p>1 個人情報について 現行条例の個人に関する情報の個人は自然人を指している。改正法では、個人情報を、生存する個人に関する情報としており、同様とみることができる。</p> <p>2 容易性について 現行条例に容易性は規定されていない。 改正法では、特定の個人を識別することができるものとして他の情報と容易に照合することができるものと、容易性を規定している。</p> <p>3 要配慮個人情報について 現行条例で定めている特に配慮を要する個人情報は、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益を生じないように実施機関が定める記述としている。 改正法は、現行条例と同様の定義である。 また、改正法では、地方公共団体が保有する個人情報のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等として条例で定める記述等を含む条例要配慮個人情報を規定することができることとしている。</p> <p>4 実施機関について 現行条例では、実施機関に公の施設を利用する権利に関する処分の権限を有する指定管理者が含まれている。改正法第66条第2項では、公の施設の管理の業務に当たる指定管理者について、地方自治体と同様の安全管理措置義務を講じる必要がある。開示請求については、個人情報の保有・管理主体が開示請求先となる。 また、現行条例では、実施機関に議会が含まれている。改正法では、地方公共団体の機関から議会は除外され、行政機関等の個人情報の取扱いに係る義務等に関する規律の適用対象とされていないため、議会の自律的な対応の下、個人情報の適切な取扱いが行われることが望ましいとされている。全国議長会から条例例が示されており、議会でも検討しているところである。</p>

厚木市個人情報保護条例と改正個人情報保護法の比較による改正条例の方向性

	<p>5 特定個人情報について</p> <p>現行条例で規定している特定個人情報については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）が改正され地方自治体に直接適用になる。</p>
<p>改正条例 においての 方向性</p>	<p>改正条例で使用する用語について、改正法及び改正法施行令で規定されている用語については、その例によるものとし、本市独自で定める規定に使用する用語については、その意義を規定する。</p> <p>例 個人情報取扱事務</p> <p>容易性について、ガイドラインでは、行政機関等の実態に即して個々の事例ごとに判断されるべきであるが、通常の事務や業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいい、例えば、他の行政機関等や事業者への照会を要する場合等であって照合が困難な状態は、一般に、容易に照合することができない状態であると考えられるとしている。</p> <p>現行条例の解釈運用基準では、当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含むとしており、改正法との相違はないと考えられる。</p> <p>なお、改正法第 78 条第 2 項で、開示請求で非開示になる開示請求者以外の個人に関する情報については、他の情報と照合することにより、開示請求者以外特定の個人を識別することができることとなるものと規定し、照合の容易性はない。</p> <p>要配慮個人情報については、現行条例と改正法の定義は同様であり、現行条例の施行規則で実施機関が定める記述と改正法の政令で定める記述も同様の趣旨である。地域の特性その他の事情に応じて定める条例要配慮個人情報は、必要性に応じて条例に規定していくこととする。</p>

厚木市個人情報保護条例と改正個人情報保護法の比較による改正条例の方向性

3 個人情報取扱事務登録簿について

<p>関係 条文</p>	<p>厚木市個人情報保護条例第8条 改正個人情報保護法第75条</p>
<p>相 違 点</p>	<p>現行条例では、個人情報を取り扱う事務は個人情報取扱事務登録簿を作成し、本人の数が100人以上の場合、個人情報ファイル登録簿を作成している。</p> <p>改正法では、個人情報取扱事務登録簿について規定されていないが、地方自治体が作成し、公表することは妨げないものとされている。また、個人情報ファイル簿は本人の数が政令で定める数として1,000人以上の場合、作成及び公表が義務付けられている。</p>
<p>改 正 条 例 に お い て の 方 向 性</p>	<p>個人情報取扱事務登録簿については、市民の皆様が本市の保有する個人情報にアクセスしやすくするためのツールであり、自己情報の所在や内容を自ら確認し、自己情報に積極的に関与できるようにするため、作成、公表することが望ましい。</p> <p>現行の開示請求では請求者の相談に丁寧に対応し、保有個人情報や内容を特定しており、個人情報取扱事務登録簿や個人情報ファイル登録簿は、ほぼ活用されていない。将来のデジタル化や事務の煩雑性を鑑み、個人情報ファイル簿は改正法どおりとし、個人情報取扱事務登録簿を改正条例に規定し、1,000人未満の個人情報についても対応できるようにする。</p>

厚木市個人情報保護条例と改正個人情報保護法の比較による改正条例の方向性

4 開示決定等の期間について

<p>関係 条文</p>	<p>厚木市個人情報保護条例第23条、第24条、第35条、第36条 改正個人情報保護法第84条、第94条、第95条、第102条、第103条</p>
<p>相 違 点</p>	<p>開示、訂正及び利用停止に係る請求の決定等について、現行条例は請求日から起算して15日以内を期限、改正法は初日不算入で30日以内を期限としている。延長については、現行条例では請求日から起算して45日以内を期限、改正法は初日不算入で30日以内を期限としている。</p> <p>期限の特例としては、現行条例は請求日から起算して60日以内、改正法は初日不算入で60日以内に全てが決定等をできない場合になっている。</p> <p>なお、条例で改正法より期間を短縮することはできるが、延ばすことはできないこととされている。</p>
<p>改 正 条 例 に お い て の 方 向 性</p>	<p>開示、訂正及び利用停止に係る請求の決定等について、利用者の利便性を考慮すると、現行と同様に決定までの期間を15日以内（請求日から起算）が望ましいと考えられる。</p> <p>延長期間は改正法どおりの30日以内とし、合計期間は60日以内から45日以内に短縮する。</p> <p>延長を含めた期限は短くなるが、開示決定等は事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合、訂正や利用停止は特に長期間を要すると認めるときに期限の特例規定が改正法にあるので、支障はないと考えられる。</p> <p>実務としては、現行条例での運用と同様に、迅速かつ正確に決定等を行う。</p>

厚木市個人情報保護条例と改正個人情報保護法の比較による改正条例の方向性

5 開示請求に係る手数料について

関係 条文	厚木市個人情報保護条例第30条 改正個人情報保護法第89条
相 違 点	<p>現行条例では、手数料は無料としている。</p> <p>改正法では、実費の範囲内において、条例で定めることとしており、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならないとされている。「実費」には、開示決定を受け付け、保有個人情報を検索し、開示の是非を精査し、開示決定等の通知書を発するまでの申請事務処理の費用と、請求対象の保有個人情報が記載された行政文書の写しの作成などの実施に必要な経費が含まれる。実費の範囲内であれば、従量制の開示手数料を定めることが可能であり、また、手数料を無料とすることも可能とされている。</p>
改 正 条 例 に お い て の 方 向 性	<p>保有個人情報の開示に係る閲覧及び視聴に要する費用は、自己の情報を開示する権利として現行条例で無料としてきたこと、開示決定の受付、保有個人情報の検索、開示の是非の精査については、請求内容によりかかる事務量が大きく異なり、一定ではないこと、改正法ではできる限り利用しやすい額とすることが求められていることから、改正条例においても徴収しないものとする。</p> <p>なお、現行と同様に写し等の作成及び送付に要する費用は、秩序ある利用を図る観点等から実費を請求者の負担とする。</p>

厚木市個人情報保護条例と改正個人情報保護法の比較による改正条例の方向性

6 訂正請求及び利用停止請求について

<p>関係 条文</p>	<p>厚木市個人情報保護条例第31条 改正個人情報保護法第90条、第98条</p>
<p>相 違 点</p>	<p>現行条例では、開示の請求によって誤りを知った場合に限らず、訂正及び利用停止の請求をすることができることとしている。</p> <p>改正法では、訂正請求及び利用停止請求について、対象となる保有個人情報の範囲を明確にし、訂正請求及び利用停止請求の制度の安定的な運用を図るため、開示を受けた保有個人情報又は他の法令の規定により開示を受けたものを対象とし（自己情報開示請求前置）、開示を受けた日から90日以内の期限を設けている。他方、改正法第108条は、訂正及び利用停止の手續に関する事項について、改正法第5章第4節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができることとしているところ、開示を受けていない保有個人情報について訂正請求及び利用停止請求の対象とすることは、これらの請求の前提となる手續に関するものであり、訂正及び利用停止の手續に関する事項に含まれるため、訂正請求や利用停止請求の制度の運用に支障が生じない限りにおいて、そのような法施行条例を規定することは妨げられないとしている。</p>
<p>改 正 条 例 に お い て の 方 向 性</p>	<p>現行条例では、請求者が何らかの情報（例えば市から送付等された自己の情報）により自己情報が事実でないを知ったときに、いつでも訂正又は利用停止の請求ができる。既に請求者が保有個人情報を特定している場合に、開示請求をする手間を省くことができるよう、開示の請求によって誤りを知った場合に限らず、改正条例に訂正請求や利用停止請求ができる規定を設けることが考えられる。</p> <p>改正法では、請求者が訂正又は利用停止請求をしたい保有個人情報の範囲を明確にするために、開示請求前置主義をとっている。訂正請求や利用停止請求は開示請求を受けてから期限が設けられているが、期限が過ぎた場合は、請求者は再度開示請求を受ければ、訂正又は利用停止の請求をすることができる。</p> <p>制度の安定的な運用と請求者の利便性を考慮し、保有個人情報の特定に支障がないよう、限定的に開示請求前置主義をとらない方法を改正条例に規定する。</p>

厚木市個人情報保護条例と改正個人情報保護法の比較による改正条例の方向性

7 個人情報保護審査会の設置について

<p>関係 条文</p>	<p>厚木市個人情報保護条例第40条、第41条、第42条 改正個人情報保護法第105条、第129条</p>
<p>相 違 点</p>	<p>現行条例において、審査請求について行政不服審査法上の審理員の規定を除外した上で、諮問する機関として個人情報保護審査会を設置することとし、調査審議の手續も規定している。</p> <p>改正法では、行政不服審査法に基づく機関として設置した審査会に諮問することとし、審理員指名及び審理員審理の規定の適用は除外され、審査庁による審理手續自体は行うこととなる。また、審査会の調査審議の手續については、行政不服審査法第5章第1節第2款の規定が準用されることとなる。</p> <p>また、改正法では、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合は、条例で定めるところにより審議会に諮問できることとなっている。</p> <p>「特に必要な場合」とは、ガイドラインでは個人情報保護制度の運用やその在り方についてサーバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合とされており、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならないとされている。</p>
<p>改 正 条 例 に お い て の 方 向 性</p>	<p>改正法に従い、審査請求の諮問機関として、審査会の設置を規定する。</p> <p>また、審査会は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合の諮問機関としての役割も担うこととする。</p> <p>なお、改正条例に基づき設置する個人情報保護審査会については、審査請求に係る審査が基本的な役割となることから、委員にはより高度な専門的知見が求められることとなる。別に設置している行政不服審査会との整合を図るため、委員の公募は行わないこととする。情報公開決定等に係る審査請求について諮問するための附属機関として厚木市情報公開条例に基づき設置している情報公開審査会についても、情報公開分野における行政不服審査の専門機関であることから、整合を図るため、個人情報保護審査会と同様に委員の公募をしないこととするための条例改正が必要となる。</p>

8 罰則について

<p>関係 条文</p>	<p>厚木市個人情報保護条例第55条、第56条 改正個人情報保護法 なし</p>
<p>相 違 点</p>	<p>現行条例では、個人情報保護審査会の委員の守秘義務違反について、罰則を設けている。</p> <p>改正法では、地方自治体の審査請求に係る諮問機関及び第129条に基づく専門的な知見に基づく意見を聴く諮問機関の委員について、罰則の規定はない。</p> <p>その他の現行条例の罰則については、次のとおりであり、改正法で網羅されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員や受託事業者（過去の従事者を含む。）が正当な理由なく個人情報ファイルを提供した場合 ・職員や受託事業者（過去の従事者を含む。）が業務上知りえた個人情報を不正な利益を図る目的で提供又は盗用した場合 ・職権を乱用して職務外の目的で個人情報を収集した場合 ・市外でこれらの罪を犯した場合 ・偽りその他不正な手段で開示を受けた場合 <p>なお、国の行政機関に対する審査請求について審査する情報公開・個人情報保護審査会の委員の守秘義務違反については、情報公開・個人情報保護審査会設置法に規定（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）されている。</p>
<p>改 正 条 例 に お い て の 方 向 性</p>	<p>審査会の委員が守秘義務違反をすることは想定しにくく、改正法の罰則において、行政機関等の職員として適用される罰則もある。</p> <p>しかしながら、個人情報を厳格に保護する市の姿勢を考慮すると、改正条例において委員の守秘義務を規定するのであれば、罰則についても規定することが妥当と考えられる。</p> <p>また、本市において審査請求について調査審議するため設置している厚木市行政不服審査会及び厚木市情報公開審査会の委員についても罰則を規定しており、現行条例と同様に規定することで整合が図られる。</p>